

令和4年11月25日

令和4年度各種規程・ルールの変更について（通知）

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

令和4年度開催の第3回、第4回、第5回理事会において、各種連盟規程類の改訂が承認されました。2023年シーズンより適用するルールとなりますので、ご確認ください。

ご参考までに年度途中より適用しているルールも併せて通知いたします。

記

■連盟規程の改訂について

- ① 第6条の少年・学童部のチーム編成について、隣接都道府県のチームに所属している選手は「全大会登録者の1/3以内」の大会出場制限を設けていたが、過疎地域や女子チームが存在しないなどの地域性を理由に選手が不利益を被ることを回避するために「全大会登録者の1/3以内」の制限を撤廃した。（令和4年4月8日より適用）
- ② 第10条の会員の登録について、「年度内や選手等の異動を原則禁止とする。ただし、転居およびその他考慮すべき特別な理由を有する場合はこの限りでない。」とし、特別な理由（ハラスメント被害等）と支部長が判断すれば、選手の年度内異動を認めることとした。（令和4年7月11日付け全軟野連発第211号にて通達済み）

■連盟規程細則の改訂について

- ① チーム編成の上限を一般、少年、学童ともに20名以内から25名以内に変更する。
- ② ユニフォームにキャプテンマーク「Cマーク」をユニフォームシャツの右袖もしくは前面に付けることを認める。
- ③ 協賛社ロゴ、企業名を付ける品目は、ユニフォーム上下、帽子に加え、ヘルメットを追加する。（令和4年4月8日より適用）
- ④ 捕手（審判員含む）用マスクは、JSBBマークとともにSG基準合格品の着用が2022年度より義務付けとなつたが、コロナ禍による原材料不足で製品が十分に流通していないため、現状義務付けを緩和している。今後状況を見て改めて検討する。

■連盟競技者規程および競技者規程細則について

- ① アマチュア復帰の改訂について、支配下登録歴のない育成契約選手はアマチュア復帰申請を不要とし、復帰申請は支配下登録選手のみとする。提出書類は、申請書と円満退団証明書の2つとし、履歴書と支部長意見書は不要とする。またアマチュア復帰した選手の登録は1チーム2名から5名に増やすこととする。